

## 障害年金の等級変更等に係る調査回答状況

### 8. 不利益があったクライアントに何か支援を行っていただければお書きください。

1	Dr.と相談の上、不服申立を行うことができる旨説明している。
2	不服申し立ての手続きを共に行った。
3	不服申し立てについての支援。
4	額改定請求や、審査請求を検討したが、期間を待ったところで支給されるか不明であった。年金不支給により、ご本人の体調悪化があったため、再度診断書作成の支援を行い、支給停止事由消滅届を提出するよう、情報提供等実施。
5	障害を認め年金受給をしたいという希望により、申請書の書き方を説明した。
6	不服申し立てを案内する
7	若年性アルツハイマーの方が障害基礎年金を申請したが、65歳をすぎていたことと、かかりつけ医が認定日の診断書を作成しているため認められないと却下された為、不服申し立てを行い、結果的には受給することができた。
8	不服申し立てを行った。
9	審査請求についての具体的手続きについて援助を行った。
10	・非正規雇用であったクライアントに対して、より安定性が高い正規雇用を目指して就労援助を行う。 ・不服申し立ての情報提供を行う(…が、「これ以上人に迷惑をかけたくない」と未実施
11	一般就労へ向けた支援を継続している。
12	初回申請時、本人記載の就労状況申立書の記載に事実より軽く(あっさり)記載されており、不服申し立ての支援をしたが、認められなかった。(茨城県の方)
13	審査請求を行い、結果を待っている。
14	不服申し立ての説明や、年金事務所への問い合わせなどをしましたが、7項の通りまったく意見が通りません。力量不足と言われてもしかたがありませんが、等級が下がった理由が当事者に正確に説明がない状態だと思います。
15	再審査請求の申し立てに伴い、再度家族と主治医との面談をすすめ、現状の本人の状態について確認。再審査請求時には、さらに状態が重い内容で記載されたが、決定は変わらず。ワーカーより問い合わせ、確認するもそのように決定したためと、具体的な回答なく、再度申し立てを行った。
16	再請求申請を提案した。意見書の記入内容を一緒に考えた。
17	障害年金の申請を行った結果、年金が受給できなかった場合、本人の病状、障害の状態を再度医師と確認し、提出した診断書と違った(重い)状態が記載できるようであれば、診断書の再申請を案内している。
18	改定請求の支援
19	無料で相談・利用ができる社労士を紹介することがある。
20	再度申請を行い、元の等級に戻った。
21	すぐに不服申し立てをするかについて検討。数ヶ月後に再請求し、認められたケースもある。
22	心情的なサポート(話を聞く等)、医療機関との連携
23	H26.4より、1年を待たず改定請求ができることを伝え、手続きしてもらおうこととした。
24	就業生活支援センターとして、同法人以外の医療機関ともやりとりをするようになり、A型や短時間就労の方でも医療機関によっては、診断書を書くのを渋られることが多々あると実感しています。
25	該当される方は、福祉手帳の診断書に因る申請等々。
26	再度、不服として提出するか伺うも、Ptが遅れたため、等級は下がったままとなった。
27	年金不支給により状態が悪化した方については、等級変更の手続き援助。年金事務所から本人宛に日常生活状況のアンケートがきた際には、PSWより、障害の重さや援助の必要性を添付している。級落ちせずに済んでいることが多い。
28	本人より不服申し立希望あり。相談にのっている。
29	・相談支援 ・審査請求の援助
30	再審査請求の際、審査会のため、厚労省へ行く本人に付添い同行した。同行時の交通費は生保保護で支給されず、事業所負担とした。
31	診断書を作成した担当医は下方変更疑問あり。ご本人とご家族へ、不服申し立てについて案内したが、ご本人、ご家族ともに、むしろ3級のままだと希望されたため、今後の参考に等級変更申請について説明を行った。
32	不安定となったため、就労継続できるように、会社やジョブコーチと話し合い、時間数と段階的に増やすことで、1ヶ月¥100,000程度の収入をめざすこととし、経済的安定を保障。不服申し立てもしましたが、だめでした。
33	現在入院中のクライアントで、在宅時に2級だったが症状が悪化して入院し、有期の申請時期に提出したが1級になると思われたがそのままの2級であったため、再度申請時期が来たので現在の症状と診断書の書き方について改めて医師と相談し依頼している。
34	不服請求をしたが通らず、再入院した時、再度申請したら2級となる。
35	再審査請求
36	不服申し立、1年後の再請求、生活設計等は行っています。
37	本人より、将来に備えた貯蓄をしたい、今より条件のよい所で働きたいとのニーズあり、A型就労などの情報提供をしているところである。額改定請求は難しいと市役所より言われている。
38	どちらのケースも不服申し立てを行い審査されたが、両ケースとも変更の内容は妥当であったとの解釈で変更されることはなかった。
39	不服申し立ての支援

## 障害年金の等級変更等に係る調査回答状況

### 8. 不利益があったクライアントに何か支援を行っていただければお書きください。

40	上記のケース2つを、(1)はPSWが審査請求の代理人として請求を行い、(2)は既に家人が審査請求をされて認められなかったため、PSWは再審査請求から代理人として請求し、(1)(2)とも請求が認められ、不利益を回避したことがあります。但し、既述の通り、過去1年間の事例ではありません。
41	不服申立て等の支援
42	不服申立ての手続きについて説明を行い、資料作成の支援を行った。 また、不服申立てが難しい場合については、再度等級変更の診断書を提出できることを説明。
43	不服申立て手続きを行った。
44	2013年1月に、障害基礎年金2級を取り消された40代女性から相談を受けた。審査請求を提出する支援をした。障害者雇用で就労して2年あまり経ったところだったので、「3級相当」とみなされ、基礎年金だったため取り消しとなった。
45	不服申立等の説明を行っている。
46	等級が下がったケースについては、診断書で表現できなかった具体的な生活障害について、本人・家族に聞き取りを行い、認定基準に沿って審査請求の趣旨書作成の支援、医師にも裏付けとなるような意見書を作成いただき審査請求の支援をしています。ケースとしては数ケースですが、審査請求したケースは認められています。
47	①については相談を受けたばかりで、具体的な支援はまだ検討中。 ②については、不服申し立ても考え社労士にも相談したが、結局申し立てを断念。
48	再申請を考えているので年金事務所へ相談をすすめた。
49	年金を管理していた母から相談を受け、不服申し立てができることを伝えた。母はすぐに厚生局に連絡を取り、申立書を作成して提出した。その際に申立書の内容について助言や確認を求められ支援した。結果、申し立ては却下され、再度の不服申し立てしても覆すのは難しいと判断し申立は諦めたとのことのため、1年を経て次回の現況診断書までの間に額改定請求ができることを伝えた。
50	複数名から不服申し立てをしたいと相談をされたため、助言や、申立書を代筆するなどした。
51	クライアントから年金額が少なくなったと相談があった時には、不服申し立てできる期間も過ぎていたため、改訂請求を行った。その結果、3級から2級へ等級が変更になった。
52	審査請求中で、処分待ちの状況です。クライアントが落ち着いて、日々過ごせるように、心理的ケアを行っています。
53	本人、家族からの相談を受け、医療機関、年金事務所等と連絡を取り、対応を考える。
54	年金額が減っていることにより、生活費が苦しくなってきたため、少しずつ福祉サービスの利用により就労支援を開始している。
55	H26、本人、家族との話し合いの結果、時間を置いて再申請したいと申し出あり。現在、再申請に向け準備中。
56	特別に行っていない。
57	不服申し立て等を具体的に支援していった。